平成２５年（フ）第１１５号
青森県三戸郡南部町大字椛木字袖久保24番地40
債務者　日向端　仁
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２０４２号
大阪市都島区網島町11番17号
債務者　小西　　仁
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３５１号
大阪市此花区高見１丁目７番13―206号
債務者　武田　昌宏
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０９号
大阪市西区南堀江４丁目７番Ａ―903号
債務者　古久保優一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３４号
大阪府守口市南寺方東通５丁目６番８号
債務者　楠上　謙二
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２７号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番15―704号
債務者　竹ノ内眞志
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４９号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目13番29号　村井ハイツＡ棟105号
債務者　新名　泰和
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７２号
大阪府寝屋川市美井元町23番９号　アドバンス香里502号室
債務者　吉川設備こと　吉川　清和
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１３号
大阪市生野区田島６丁目15番18号　スマイルハイツ305号
債務者　成清　徳典
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６５８号
大阪市西淀川区野里２丁目13番16―201号
債務者　勝こと　山崎　勝正
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３４号
大阪市平野区平野西４丁目７番４号　大和マンション205号室
債務者　石指　龍也
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５９号
大阪市平野区瓜破１丁目２番19号　マンション千歳101号
債務者　山田日佐子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６８号
大阪府池田市畑４丁目12番８号　206
債務者　安居まどか（旧姓桑江）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０９７号
大阪市浪速区稲荷１丁目５番20―403号
債務者　豊口　弘子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１３号
大阪府大東市諸福２丁目９番６号
債務者　堤　冨美夫
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４１号
大阪府寝屋川市本町14番３号
債務者　前田　卓嗣
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５６５号
東京都葛飾区白鳥４丁目17―８―201
債務者　若杉　賢二
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６０４号
東京都大田区下丸子２丁目32―８―301
債務者　東藤　康紀
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部